

「盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第二条第五号に規定する
指定金属切断工具を定める政令案」に対する意見の募集について

1 趣旨

6月20日に公布された「盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律」（令和7年法律第75号。以下「法」という。）の一部施行に伴う政令の制定に当たり、その案を一般に公表し、意見を募集するもの。

2 期間

令和7年6月27日（金）から同年7月26日（土）まで（30日間）

3 政令案の概要

- (1) 法第2条第5号に規定する指定金属切断工具は、次に掲げるものとする。
 - ア ケーブルカッターであって、次のいずれかに該当するもの
 - (ア) 長さが45センチメートル以上であるもの
 - (イ) ラチェット機構（回転式の刃体と他の部品とをかみ合わせることにより当該刃体を特定方向にのみ回転させる機構をいう。）を備えているもの
 - (ウ) 刃体を駆動させるための電気装置又は油圧装置を備えているもの
 - イ ボルトクリッパーであって、次のいずれかに該当するもの
 - (ア) 長さが75センチメートル以上であるもの
 - (イ) 刃体を駆動させるための電気装置又は油圧装置を備えているもの
- (2) その他所要の規定の整備を行うこととする。

4 施行期日

法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和7年9月1日（予定））